

群馬県からのお知らせです

自動車税は4月1日現在の所有者に課税となります

自動車税は、毎年4月1日現在の車検証上の所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税となる県税です。
次の場合は、平成28年3月31日(木)までに運輸支局で必ず手続きを済ませてください。

○手続きが必要な場合

- ・自動車を買ったり、下取りに出した
- ・自動車を廃車した
- ・住所、氏名を変更した

○手続きを済ませないと

- ・既に使用していない自動車の税金を納めることになったり、転居先に納税通知書が届かなかつたりするなど、トラブルの原因となります。
- ・自動車の売買や譲渡などで登録内容に変更があったときは、確実に運輸支局で手続きをしてください。
- ・手続きを販売業者などに依頼したときは、必ず手続きが済んでいるか確認してください。

○その他

- ・一時的に住所を変更する場合は「ぐんま電子申請受付システム」で納税通知書の送付先を変更できます。詳しくは県ホームページ(<http://www.pref.gunma.jp/04/a4310063.html>)をご覧ください。
- ・軽自動車、バイクには軽自動車税が課税されます。軽自動車税については、市役所・町村役場にお問い合わせください。

○問い合わせ先

- 自動車税について…県自動車税事務所(☎027-263-4343)、渋川行政県税事務所(☎0279-22-4050)または、各県税事務所及び行政県税事務所
- 登録について…関東運輸局群馬運輸支局(☎050-5540-2021)
- 軽自動車税について…税務課(☎54-2211 内線164)へ

市民農園の利用者募集(空き区画)

市民農園を貸し出します

村では、村民の皆様には野菜や草花等を栽培していただき、土や緑などの自然とのふれあいを通じて農業に対する理解を深めていただくため、市民農園を開設しています。

この市民農園は収穫の喜びを味わうことはもとより、家族や利用者相互のふれあいの場としてご利用いただけるものです。

※空き区画は先着順の受付となります。

○募集農園 ※平成28年2月29日現在

| 農園名 | 空き区画数 | 1区画面積 | 利用期間 | 年額利用料金 |
|--------|------------|---------|--------------------------|--------|
| 北原市民農園 | 22区画/96区画中 | 約50～91㎡ | 平成28年4月1日～ 平成29年3月31日 | 60円/㎡ |
| 宮室市民農園 | 23区画/50区画中 | 約50㎡ | | |

○対象者

村内外に住所を有する農業従事者以外の者で、村長が適当と認めた者

○申込み方法

事前に電話連絡のうえ、印鑑をご持参し役場産業振興課までお越しください。

利用方法をご説明いたしますので、手続きには多少お時間がかかります。

※受付時間 平日の午前8時30分から午後5時まで

▶お問い合わせは、産業振興課農政係(☎54-2211 内線224)へ

国民健康保険 加入・脱退の届け出は14日以内に

○国民健康保険制度について

日本では、誰もが安心して医療機関などで受診ができるように、すべての人がいずれかの医療保険に加入することになっています。国民健康保険は、職場の健康保険(社会保険、健康保険組合、共済組合など)や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方または3ヶ月未満の在留期間等の外国籍の方を除き、すべての方が加入することになります。

○こんなときは14日以内に必ず届け出を

職場の健康保険に加入したときや脱退したとき、または住所、氏名、世帯主変更をしたときなど、下の表に該当する変更があった場合は、変更のあった日から14日以内に必ず健康・保険課まで届け出をしてください。なお、職場を退職した方の国民健康保険の加入または脱退について、職場などから健康・保険課に届け出はありません。必ず世帯主またはご自身による届け出をしてください。

| | こんなとき | 届け出に必要なもの |
|-----------|----------------------------------|---|
| 国民健康保険の加入 | 他の市区町村から転入したとき | 印かん、転出証明書、福祉医療費受給資格者証交付状況証明書(該当者のみ) |
| | 職場の健康保険を離脱したとき、またはその扶養家族でなくなったとき | 印かん、社会保険離脱証明書、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ) |
| | 子どもが生まれたとき | 印かん、母子健康手帳 |
| | 生活保護を受けなくなったとき | 印かん、保護廃止決定通知書 |
| | 3ヶ月以上の在留期間のある外国人 | 印かん、パスポート、外国人登録証明書または在留カード |
| 国民健康保険の脱退 | 他の市区町村に転出するとき | 印かん、世帯全員の国保被保険者証、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ) |
| | 職場の健康保険に加入したとき、またはその扶養家族になったとき | 印かん、国保被保険者証、職場の健康保険証、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ) |
| | 死亡したとき | 印かん、世帯全員の国保被保険者証、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ) |
| | 生活保護を受けるようになったとき | 印かん、保護開始決定通知書、国保被保険者証、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ) |
| | 在留期間が満了した外国人 | 印かん、国保被保険者証、外国人登録証明書または在留カード、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ) |
| その他 | 住所・氏名・世帯主が変わったとき | 印かん、世帯全員の国保被保険者証、福祉医療費受給資格者証(該当者のみ) |
| | 被保険者証を紛失・破損したとき | 印かん、破損した国保被保険者証、運転免許証など顔写真付きの身分証明書 |
| | 修学のため他の市区町村に転出したとき | 印かん、国保被保険者証、在学証明書 |

※上記の届け出には ・マイナンバーを確認するための通知カード } の2点または個人番号カードが必要になります。
 ・顔写真付きの身分証明書(来庁者のもの)

また、年金手帳が必要になる場合がありますので、あわせて持参してください。

○国民健康保険の加入または脱退の届け出が遅れると

国民健康保険の加入の届け出が遅れた場合、被保険者証がないため、その間に医療機関などで受診するときの医療費が全額自己負担になります。また、国民健康保険の資格を取得したときまで最長3年さかのぼって課税した国民健康保険税を、一括で納めなければなりません。

国民健康保険の脱退の届け出が遅れ、国民健康保険の資格がなくなったあとに国民健康保険を使って医療機関などで受診した場合、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくことになります。また、脱退の届け出がないと、職場の健康保険の保険料などを納めている場合でも、国民健康保険税の請求や徴収が続きます。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線141)へ

福祉医療費受給資格者証の届け出もお忘れなく

○こんなときは必ず届け出を

福祉医療費受給資格者証をお持ちの方で、健康保険証の変更、住所または氏名の変更、受給資格者の村外転出などがあったときは、受給資格者証の変更または喪失などの手続きが必要になります。次の表に該当する変更などがあった場合は、必要なものを持参のうえ健康・保険課まで必ず届け出をしてください。



○福祉医療費受給資格者証の裏面をお読みください

有効期限が切れた受給資格者証や資格喪失した受給資格者証は使用することができませんので、必ず健康・保険課まで返却してください。また、福祉医療費受給資格者証の使用上の注意は、受給資格者証の裏面に記載がありますので、必ずお読みください。

| | こんなとき | 届け出に必要なもの |
|------|-------------------------------------|--|
| 資格変更 | 加入している健康保険が変わったとき | 福祉医療費受給資格者証、印かん、健康保険証 |
| | 村内で住所が変わったとき | |
| | 氏名または世帯主が変わったとき | |
| 資格喪失 | 村外へ転出するとき | 福祉医療費受給資格者証、印かん、健康保険証(榛東村国保・後期高齢者医療制度の方) |
| | 死亡したとき | 福祉医療費受給資格者証、印かん、健康保険証(榛東村国保・後期高齢者医療制度の方)、保護開始決定通知書 |
| | 生活保護を受けるようになったとき | |
| その他 | 福祉医療費受給資格者証を紛失・破損したとき | 印かん、運転免許証などの身分証明書、福祉医療費受給資格者証(破損のとき) |
| | 交通事故のケガで医療機関を受診し、福祉医療費受給資格者証を使用したとき | 福祉医療費受給資格者証、印かん、健康保険証、交通事故証明書等 |

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線143)へ

平成28・29年度後期高齢者医療保険料率及び平成28年度の保険料の軽減措置が決まりました

○平成28年度・平成29年度の保険料率

平成28年度と平成29年度の後期高齢者医療保険料率は、次のとおり決定しました。
均等割額43,600円、所得割率8.60%、限度額57万円で平成26・27年度と変更ありません。

○平成27年度は、次のとおり保険料の軽減措置がありました。

| 軽減内容 | 軽減該当条件 (均等割額の軽減は、被保険者本人及び属する世帯の世帯主、その属する世帯のほかの被保険者の総所得金額等の合計額で判定します。) |
|----------------------|--|
| 均等割額9割軽減 | 「基礎控除額33万円以下の世帯で、かつ、当該世帯の被保険者全員の各種所得が0円」の世帯 |
| 均等割額8.5割軽減 | 「基礎控除額33万円以下」の世帯 |
| 均等割額5割軽減 | 「基礎控除額33万円+ 26万円 ×同一世帯の被保険者数」以下の世帯 |
| 均等割額2割軽減 | 「基礎控除額33万円+ 47万円 ×同一世帯の被保険者数」以下の世帯 |
| 所得割額5割軽減 | 「被保険者本人の総所得金額等の合計額－基礎控除額33万円」が、58万円以下のとき |
| 被扶養者軽減 (均等割額9割軽減) | 後期高齢者医療の被保険者資格を得た日の前日まで、被用者保険(国保、国保組合は除く。)の被扶養者であった方 |

↓ 26万円 が変わります。

○平成28年度から、均等割額5割軽減と均等割額2割軽減の"軽減該当条件"が変わりました。

| | |
|----------|---|
| 均等割額5割軽減 | 「基礎控除額33万円+ 26.5万円 ×同一世帯の被保険者数」以下の世帯 |
| 均等割額2割軽減 | 「基礎控除額33万円+ 48万円 ×同一世帯の被保険者数」以下の世帯 |

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線143)へ

健康・保険課からのお知らせです

福祉医療費を受給される方へ

福祉医療は、医療費(保険診療)のうち、自己負担をしなければならない費用を村と群馬県が負担する制度です。

この費用はみなさんの税金でまかなわれています。福祉医療制度を将来にわたり維持していくためにも、次のことを心がけていただき、適正受診をされるようご協力をお願いします。

○かかりつけの医療機関をもちましょう

軽い病気であれば、大きな病院でも身近な開業医でも治療内容はほとんど変わりありません。開業医は待ち時間も短く、身体への負担が軽減されます。高度な医療が必要な場合は、かかりつけ医から適切な医療機関を紹介してもらいましょう。

○休日や夜間の診療は控えましょう

休日や夜間などの時間外に受診した場合、医療費は高く設定されていますので、安易に休日や夜間に救急医療機関等を受診することは控えましょう。軽症の方が多く受診することで、緊急を要する重症患者への治療に影響が出る場合があります。

○はしご受診はやめましょう

同じ病気で医療機関を次々と受診するはしご受診は控えましょう。その都度初診料を払うだけでなく、検査も必要となり医療費の無駄が発生します。また、何度も同じ検査を受けることになり、処置・投薬の重複で副作用が出て体に負担もかかります。

○「小児救急電話相談#8000」をご利用ください

県では、小児救急電話相談を行っています。お子さんが休日や夜間に具合が悪くなり、医療機関にかかるかどうかの判断に迷ったときなどに、専門の相談員が、受診の必要性や家庭でできる対処法などをアドバイスします。

【電話番号】 #8000(携帯電話からも利用できます)

【相談及び時間】月～土曜日 午後6時～翌朝午前8時
日曜・祝日・年末年始 午前8時～翌朝午前8時

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線143)へ

住民異動届について

異動の届け出は14日以内に

○異動後、早めの届け出を

住所が変わったときや、世帯に変更があったときは、村に住民異動届の提出が必要です。異動した日、または世帯に変更があった日から14日以内に届け出をしてください。また、転出届は異動する予定日の2週間前を目安に提出できます。住民異動の届け出は、役場1階住民生活課へお願いします。

○住民の権利を失わないために適正な届け出を

住民票を残したままでその場所に住んでいないことが分かったときは、村の職権で住民票を消除します。住民票が消除されると村の各種サービスが受けられなくなるなど、村民としての権利がなくなってしまいます。本村に引っ越してきた後、転入届を出さない場合も住民としての権利は守られません。必ず適正な届け出を行ってください。

○届け出は本人確認の書類と認め印が必要です

届け出は原則として異動者本人が行ってください。世帯主か世帯員(同居人を除く)も届け出はできますが、親権者の届け出が必要な場合もあります。同居人や世帯員以外の代理人が届け出を行う場合は委任状が必要です。

■転入・転出届…村内あるいは村外に引っ越しをしたとき

■転居届…村内で引っ越しをしたとき

■世帯主変更届…世帯主の変更や世帯を分離合併したとき

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線123)へ

ファミリー・サポート・センター会員を大募集しています

ファミリー・サポート・センターとは、「子育ての手助けがほしい人(おねがい会員)」と「子育ての手伝いをしたい人(まかせて会員)」が会員となって、一時的なお子さんのお世話を有料で行うシステムです。保護者が外出する際にお子さんをお預かりし、保育園などの送迎を行います。しぶかわファミリー・サポート・センターは、渋川市、吉岡町、榛東村の委託を受けてNPO法人シーヤクラブが運営しています。※入会金・会費は必要ありません。

○会員の種類

- ・おねがい会員 おおむね3ヵ月から15歳までのお子さんの保護者
- ・まかせて会員 20歳以上で心身共に健康で子育てに意欲があり、ご自宅でお子さんをお預かりすることができる方
- ・どっちも会員 おねがい会員で、子どもがいても援助活動ができる方

○利用方法

- ①事前にしぶかわファミリー・サポート・センター(渋川市渋川1760-1渋川ほっとプラザ2階)で会員登録をしてください。受付時間は平日(月～金曜日)9:00～17:00です(土、日、祝祭日や年末年始等はお休み)。センターで登録用紙を記入し、写真を撮影します。印鑑をお持ちください。
- ②おねがい会員はお子さんの援助が必要となりましたら、しぶかわファミリー・サポート・センターに連絡してください。まかせて会員と事前打ち合わせをします。
- ③事前打ち合わせの際に200円を前払いし、援助活動が終了しましたら利用料金の残金をお支払いください。

○利用料金

- ・病気等ではないお子さんの場合(1時間あたり)

| 利用時間 | 平日 | 土・日・祝祭日 |
|-----------|------|---------|
| 午前7時～午後7時 | 700円 | 800円 |
| 上記以外の時間 | 800円 | 900円 |

※年末年始12月29日～1月3日は、土・日・祝祭日扱いとします。

※別途、ガソリン代、食事代等がかかる場合があります。

※お泊まり保育、病児・病後児保育も行っております。

料金等をご確認ください。

- ▶お問い合わせは、しぶかわファミリー・サポート・センター(渋川市渋川1760-1渋川ほっとプラザ2階 ☎22-5200)へ



魅力ある言葉“手話”を学びませんか

手話奉仕員養成講座 入門編 受講生募集!!

～手話奉仕員養成講座(入門課程)の開催を予定しています～

聴覚障害者の社会参加促進に必要なとされる手話を通じて、聴覚障害者についての基礎知識・生活について学びます。また、あいさつや自己紹介程度の会話ができる手話技術の習得を目指します。

厚生労働省の手話奉仕員養成講座カリキュラムに基づき、渋川市聴覚障害者福祉協会の協力のもと開催します。

- 参加対象者：手話に関心があり、手話を初めて学ぶ方
(全日程を受講できる方(19回以上の受講者には修了書を授与します。))
- 受講料：無料(テキスト代3,240円(DVD込)は実費負担となります。)
- 日時：5月12日(木)から10月27日(木)まで(8月11日、9月22日休講)
毎週木曜日の午後1時30分～3時30分 全23回
- 会場：榛東村南部コミュニティセンター
- 定員：20人程度(※参加人数によっては開催しない場合もあります。)
- 申込方法：はがきに住所・氏名・年齢・電話番号・手話経験の有無を記入のうえ次の宛先まで郵送
〒370-3593 榛東村役場 子育て・長寿支援課「手話奉仕員養成講座(入門課程)」宛
- 受付期間：4月22日(金)必着
- ▶お問い合わせは、子育て・長寿支援課(☎54-2211 内線133)へ 4月1日以降は、健康保険課へ

榛東村内空間放射線量測定結果について

榛東村内各施設等において空間放射線量を測定しました

村で測定した村内各施設等の平成28年2月の放射線量は次のとおりです。

■基準値…0.23マイクロシーベルト/時(年間1ミリシーベルト)

※ 原子力災害対策本部が示した面的な除染を実施する場合の被ばく線量

■測定値について…村では、群馬県立県民健康科学大学 大学院診療放射線学研究科専任講師 杉野雅人博士の指導のもと、ハンディー型線量計(A2700型 Mr.Gamma)を使用して空間放射線量を測定しています。

榛東村内各施設等における空間放射線量測定結果一覧

| No. | 測定日 | 測定開始時刻 | 測定場所 | 住所 | 測定値(マイクロシーベルト/時) | | | 天気 | 備考 |
|-----|-------|--------|-------------------|------------|------------------|-------|-------|----|-------------------|
| | | | | | 地表 | 50cm | 1m | | |
| 1 | 2月12日 | 12:55 | 役場・保健相談センター | 新井790-1 | 0.052 | 0.049 | 0.042 | 晴れ | 東側駐車場中央付近 |
| 2 | 2月12日 | 9:10 | 北部第2学童保育所 (旧庁舎分室) | 山子田1258-1 | 0.045 | 0.038 | 0.036 | 晴れ | 敷地中央付近 |
| 3 | 2月12日 | 15:15 | 中央保育園 (兼 うぐいす学童) | 山子田2531-19 | 0.041 | 0.033 | 0.040 | 晴れ | 園庭中央付近 |
| 4 | 2月12日 | 12:25 | 北部保育園 | 長岡1109 | 0.038 | 0.040 | 0.036 | 晴れ | 園庭中央付近 |
| 5 | 2月12日 | 15:35 | 南部保育園 | 広馬場1763-1 | 0.062 | 0.056 | 0.052 | 晴れ | 園庭中央付近 |
| 6 | 2月12日 | 16:00 | 南部第1、2学童 | 広馬場1156-1 | 0.047 | 0.045 | 0.039 | 晴れ | 敷地中央付近 |
| 7 | 2月12日 | 12:40 | 児童館 | 長岡1404-1 | 0.044 | 0.047 | 0.043 | 晴れ | 敷地中央付近 |
| 8 | 2月12日 | 11:25 | 榛東中学校 駐輪場 | 新井598 | 0.044 | 0.039 | 0.033 | 晴れ | 駐輪場中央付近 |
| 9 | 2月12日 | 11:40 | 榛東中学校 東グラウンド | 新井175-1 | 0.033 | 0.029 | 0.029 | 晴れ | グラウンド中央付近 |
| 10 | 2月12日 | 9:30 | 北小学校 (兼 北部第1学童) | 山子田1261 | 0.028 | 0.028 | 0.024 | 晴れ | グラウンド中央付近 |
| 11 | 2月12日 | 12:10 | 南小学校 | 広馬場1142 | 0.023 | 0.018 | 0.027 | 晴れ | グラウンド中央付近 |
| 12 | 2月12日 | 9:45 | 北幼稚園 | 山子田1322-1 | 0.052 | 0.056 | 0.045 | 晴れ | 園庭中央付近 |
| 13 | 2月12日 | 11:55 | 南幼稚園 | 広馬場1143-1 | 0.065 | 0.064 | 0.058 | 晴れ | 園庭中央付近 |
| 14 | 2月12日 | 16:15 | 南部コミセン | 広馬場1088 | 0.046 | 0.052 | 0.051 | 晴れ | 正面駐車場中央付近 |
| 15 | 2月12日 | 11:05 | 総合グラウンド | 山子田2037 | 0.044 | 0.046 | 0.043 | 晴れ | 野球及びサッカーグラウンド境界付近 |

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ

住民生活課からのお知らせです

DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者支援について

本村では、ドメスティック・バイオレンス(DV)、ストーカー行為及び児童虐待等の被害者を保護するため、被害者保護の支援措置の申し出を受付けています。この申し出により、「住民票の写し」及び「戸籍の附票の写し」の交付や、住民基本台帳の閲覧を制限することができます。また、なりすましによる不正請求を防止する観点から厳格な本人確認を行います。

○対象となる方

住民登録地もしくは本籍地が「榛東村」にある人で、以下に該当する者。

配偶者からの暴力、ストーカー行為及び児童虐待等の被害を受けている方で、警察、公的相談機関(配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等)の相談窓口で保護が必要と判断される人。

○支援措置申出方法と流れ

1. 申出書の提出

「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を記入し、以下のものを持参のうえ役場住民生活課へ提出してください。申出書は住民生活課にあります。また、村のホームページからもダウンロードすることもできます。

【持参するもの】

- ・写真付きの公的機関身分証明書(免許証・パスポートなど。お持ちでない方は申し出の際ご相談ください。)
- ・裁判所からの「保護命令決定書(写し)」、ストーカー規制法に基づく警告等実施書面等(この書類がない方でも、警察や配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等へ相談している場合、申し出に基づき、事実確認を行います。)
- ※加害者からの被害やプライバシーを保護する立場から、通常窓口とは別の会議室等での受付になる場合があります。

2. 審査

審査にあたってはDVやストーカー被害とは別に、個人での契約トラブル等がないか聴取する場合があります。(個人での契約トラブル等は対象外のため)

3. 支援の有無の決定

支援の有無の決定については、役場から文書で通知します。

決定後の支援期間は認定日から1年です。また、継続の申し出は満了日の1カ月前から申請可能です。

(左ページへ続く)

(右ページ続き)

○支援決定後の対応

加害者から被害者の

1. 住民票(現在の住民票・除票・改製原住民票)の写し
2. 住民基本台帳の一部の写しの閲覧
3. 戸籍の附票の写し(本籍地で管理)

の請求には、不当な目的があるものとして交付請求を制限します。

また、公務員や弁護士などからの職務上の請求にあたっては、加害者から依頼された請求や、被害者の住所情報が加害者に漏れる恐れがあると判断された場合は、交付を拒むなど、より厳格な審査を行います。

(注) 他市区町村に住民登録があり本籍地のみ「榛東村」にある場合、住民登録地で申し出ると支援措置の内容により住民登録地の市区町村から「榛東村」へ連絡が来ます。

状況に応じ、住民基本台帳を利用する役場内関係各課へも保護及び支援の要請を行います。なお、支援対象者本人であっても住民票等請求の際、本人確認書類等提示していただきますのでご了承ください。

▶お問い合わせ先・相談先

| 相談機関 | 相談受付時間 | 電話番号 |
|--------------------------------|---|---|
| 榛東村役場 住民生活課 | 月曜日から金曜日(平日) 午前8時30分から午後5時15分 | ☎0279-54-2211 ・証明書の交付制限に関する相談 住民係 内線123 ・生活に関する相談 民生係 内線122 ※必要に応じて関係各課も対応しています。 |
| 群馬県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター) | ・月曜日から金曜日：午前9時から午後8時 ・土・日曜日・祝日：午後1時から午後5時 ・DV法律電話相談(事前電話相談が必要) 水曜日 午後1時から午後2時30分 | ☎027-261-4466 |
| こどもホットライン24 (中央児童相談所) | 24時間 | 0120-783-884(フリーダイヤル) 027-263-1100(携帯電話の方) |
| 群馬県警察本部 (DV・ストーカー被害) | 24時間受付 (ただし夜間休日は宿日直勤務職員が応じます。) | 警察安全相談室 ☎027-224-8080 ☎027-243-0110(代表) |
| 渋川警察署 (DV・ストーカー被害) | | ☎0279-23-0110 |

平成27年国勢調査結果

速報値をお知らせします

■日本の人口を明らかにするために、平成27年10月1日現在で行われた国勢調査。皆さまに御協力いただいた結果の速報値をお知らせします。なお、今後公表される確定集計結果と一致しない場合があります。

■榛東村は、平成22年国勢調査と比較すると、人口は32人減、世帯は249世帯増、人口増減率は0.2%減です。

榛東村の人口減少率は、人口が減少した県内31市町村の中で、2番目に低い結果となりました。

■調査の結果は、国や地方公共団体の行政施策のほか、民間企業等でも様々な場面で利用されています。調査への御協力ありがとうございました。

平成27年国勢調査結果

榛東村 世帯数： 4,883世帯
人口： 14,338人
平成22年比人口増減率： -0.2%

群馬県 世帯数： 773,186世帯
人口： 1,973,476人
平成22年比人口増減率： -1.7%



▶お問い合わせは、基地・財政課(☎54-2211 内線243)へ

狂犬病予防注射

犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です

犬の登録と狂犬病予防注射は、法律により飼い主に義務づけられています。村では、次のとおり村内各地で予防注射を実施しますので、必ず受けさせてください。

○平成28年度の狂犬病予防注射実施予定表

■実施場所および時間

| 月日 | 場所 | 時間 |
|----------|-----------|---------------|
| 5月20日(金) | 7区コミセン | 9:00 ~ 9:20 |
| | 3区コミセン | 9:30 ~ 9:50 |
| | 1区コミセン | 10:00 ~ 10:20 |
| | 5区コミセン | 10:30 ~ 10:45 |
| | 中央公民館東駐車場 | 10:55 ~ 11:20 |
| | 10区コミセン | 11:30 ~ 11:45 |
| | 北原ふれあい農園 | 11:55 ~ 12:10 |
| 5月21日(土) | 12区コミセン | 9:00 ~ 9:15 |
| | 9区コミセン | 9:30 ~ 9:45 |
| | 南部コミセン | 10:00 ~ 10:30 |
| | 下の前集会所 | 10:45 ~ 11:00 |
| | 17区コミセン | 11:15 ~ 11:30 |
| 6月4日(土) | 13区コミセン | 11:45 ~ 12:00 |
| | 3区コミセン | 9:00 ~ 9:15 |
| | 中央公民館東駐車場 | 9:30 ~ 9:45 |
| | 北原ふれあい農園 | 10:00 ~ 10:15 |
| | 南部コミセン | 10:30 ~ 10:50 |
| | 17区コミセン | 11:05 ~ 11:20 |

■料 金

| | 登録済の犬 | 未登録の犬 |
|-------|--------|--------|
| 新規登録料 | — | 3,000円 |
| 注射料金 | 3,400円 | 3,400円 |
| 合 計 | 3,400円 | 6,400円 |

犬の糞に対する苦情が増えています

犬の糞や尿には、寄生虫の卵や細菌などが含まれていることがあります。糞の始末は飼い主が責任を持って行ってください。

○狂犬病予防注射と犬の飼育に関する注意事項

- ①すでに登録されている犬の飼い主の方には4月中旬までにハガキを発送しますので、注射の際に必ずご持参ください。5月の注射は混雑が予想され、ハガキを忘れると受付に時間がかかり、場合によっては注射の順番が遅くなる可能性があります。
 - ②鑑札と注射済票は、必ず犬の首輪につけておいてください。
 - ③飼い犬の所有状況に変動(犬の死亡や飼い主の変更など)があった場合は、必ず役場に届け出てください。役場住民生活課に書類が用意されていますので届け出をお願いします。
 - ④散歩の時の糞の始末は責任を持って行ってください。また、首輪や鎖が切れてしまい迷い犬として保護する犬が増えています。首輪と鎖は丈夫なものを使用し、切れたりしないように飼い主の責任で管理してください。
 - ⑤飼育することが困難(人に噛みつく、頭数が増えすぎたなど)になった犬は、動物愛護センターへ連絡してください。
※どのような理由でも、愛護動物を遺棄した場合には法律により100万円以下の罰則の対象となります。
※動物愛護センター(☎25-8852)へのお問い合わせ(平日 午前8時30分~午後5時15分)
- ▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線120)へ

消費者行政の取り組みについて

近年、消費者を取りまくトラブルは、情報化社会の発展に伴い巧妙かつ複雑化し、若者から高齢者まで幅広い年齢層において増加しています。

村では、安心・安全な消費生活の実現を図るため、平成24年度から渋川市・吉岡町・榛東村の三市町村で、渋川市内に消費生活センターを設置しています。また、消費者被害防止啓発広報綴りの作成や、啓発講演会等を実施し、消費者被害の未然防止、啓発活動を行っています。

今後も、村民の皆さまが安心・安全な消費生活を送ることができるよう、さらなる消費者行政の推進に取り組んでまいります。

榛東村長 真塩 卓